

P E T 健診補助金規程

(目的)

第1条 被保険者の健康保持をはかるため、P E T（陽電子放射断層撮影）健診費用の一部を補助することを目的とする。

(対象者等)

- 第2条 1. 補助の対象者は、当該年度の4月1日現在、40歳以上の被保険者（海外赴任者を含む）であって、特定健診検査項目が含まれている人間ドック又は生活習慣病健診を受診し、併せてP E T健診もうけた者。
2. 過去に受診したことがある者については、直近受診時から3年間で1回を限度とするが、60歳以上の被保険者及び海外赴任者は2年間に1回も可能とする。
- ただし、平成26年4月以降の受診からカウントする。
- また、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の額および限度額)

第3条 補助金の額は、1人10,000円（上限）とする。

ただし、実費額がこの金額に満たない場合は実費額とする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、償還払いとし、健保組合が定める所定の申請書に、領収書（P E T受診のわかるもの）を添付して行うものとする。

(その他)

第5条 第3条に定める補助金の額の改定およびこの規程に定めていない事項については理事会で決定する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。